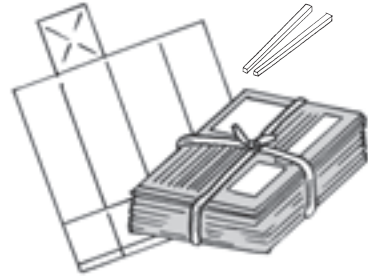


## リサイクルステーション

- ◇とき 4月3日(日) 午前9時～11時(時間厳守)  
(時間外のものは、お受け取りできません)
- ◇ところ 旧日本ラインシュロス駐車場(太田橋東側)
- ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります
- ◇回収品目 ①新聞紙 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④ダンボール  
⑤紙箱 ⑥牛乳パック ⑦使用済み食用油  
⑧古着(春夏物衣料品、綿素材のもののみ回収します) ⑨アルミ缶  
⑩ペットボトル ⑪発泡スチロール・食品トレイ  
⑫割りばし(洗って乾かしてください。竹ばし・塗りばし・焦げたはしは回収しません)  
※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください



健康食品や化粧品などは、特定商取引に関する法律(以下「特商法」といふ)で消耗品に指定されています。指定消耗品は、クーリング・オフ期間内であっても、使用した分についてはクーリング・オフで無条件解約できないことになっています。そのため、クーリング・オフを行なった場合、指定消耗品の取り扱いが争点になり、

## 指定消耗品、クーリング・オフでも要注意! ～返品時、指定消耗品の最小単位が争点となる～

窓口は… 消費生活相談情報  
中濃地域振興局振興課  
電話 0574-25-3111  
(可茂総合庁舎内)  
岐阜県消費生活センター  
電話 058-265-0999



正しく理解していないと、不利益を被ることがありますので、注意してください。

### ◆相談

昨夜7時ごろ、一人住まいの義母(80歳)宅に、セールスマンが突然訪問し、健康食品を執拗(しつよう)に勧誘するので、義母は仕方なしに契約した。その健康食品は、アガリスク茸が主成分で、2箱で9万円だった。セールスマンは「箱を開けて飲んで」と、義母の手を箱に持っていき1箱開封させ、何度も飲むように言った。あまりにも強引なので、飲まざるを得なかった。

翌朝、義母は下痢をするので業者に解約を申し出たところ、「開封した分については解約できない

い。1箱(90袋)4万5千円は支払ってもらう」と言われた。無理やり飲まされ、箱の中の1袋を飲んだだけで1箱分請求されるのは納得できない。クーリング・オフで全面解約できるのではないか。

(50歳代 男性)

### ◆処理

クーリング・オフで無条件解約を主張しましたが、事業者は「健康食品は消耗品で一度開封したら使い物にならない。1箱分は支払い」と請求を撤回しませんでした。

しかし、「特商法」では指定消耗品の消費は最小単位となっているので、この場合は90袋の内、使用した1袋が最小単位となるため1袋分しか支払えないと対抗したところ、事業者もこれに同意しました。

### 消費者への アドバイス

- ◎指定消耗品は使用・消費したらクーリング・オフが行使できないので安易に開封(または使用)しないようにしましょう。
  - ※「指定消耗品」の主なものは、健康食品・化粧品・衛生用品・殺虫剤・履物などです
  - ◎「特商法」では、消耗品については、次の3つの要件に該当する場合には、クーリング・オフであっても使用または消費した部分については解約ができないと規定されていますので、注意してください。
  - ①契約書面に、消耗品の場合は「使用もしくは消費した時はクーリング・オフができない」と記載されている
  - ②指定消耗品を使用したり、または商品の価値がほとんどなくなってしまう場合
  - ③使用や消費をして、元に戻すことができなくなった最小単位の部分
- ※消費生活で困ったことがありましたら早急に最寄りの相談窓口にご相談ください